

諮問実施機関：滋賀県知事（総務部人事課）

諮問日：令和2年4月22日（諮問(情)第12号）

答申日：令和3年1月29日（答申(情)第11号）

内容：「平成〇年滋〇(〇)第〇号と平成〇年滋〇(〇)第〇号の裁決に至るまでの内部協議資料、決裁文書、外部への相談資料・記録一式(メール含む)」の公文書一部公開決定に対する審査請求

答 申

第1 審議会の結論

滋賀県知事（以下「実施機関」という。）が行った決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経過

1 公文書公開請求

令和2年2月12日、審査請求人は、滋賀県情報公開条例（平成12年滋賀県条例第113号。以下「条例」という。）第5条第1項の規定に基づき、実施機関に対して、次のとおり、公文書公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

（請求する公文書の名称または内容）

平成〇年滋〇(〇)第〇号と平成〇年滋〇(〇)第〇号の裁決に至るまでの内部協議資料、決裁文書、外部への相談資料・記録一式(メール含む)

2 実施機関の決定

令和2年2月27日、実施機関は、本件公開請求に対して、別紙「対象公文書」欄の文書を特定の上、同表「公文書の公開をしない部分」欄の情報を「公文書の公開をしない理由」により非公開とし、条例第10条第1項の規定に基づき、公文書一部公開決定(以下「本件処分」という。)を行った。

3 審査請求

令和2年3月16日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が、審査請求書、反論書および意見陳述で述べている内容は、次のように要約される。

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消した上で全面開示するよう求める。

2 審査請求の理由

滋賀県が今回開示した資料一式は、県が県の第三者機関「公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会」からの答申(滋○第○号、第○号)に反し、優生保護審査会関連文書の多くを非開示とした異例の裁決(滋○第○号、第○号)に至る政策決定過程が分かる公文書である。そもそも、県が答申の尊重を明記した情報公開条例に反する異例の裁決を行った以上、県は説明責任を果たすため政策決定過程を全て明らかにする責務がある。

県は非開示理由として2点を挙げているが、1点目の「弁護士の意見は、今後取消訴訟等が提起された場合、これに対処するための方針を内部的に検討するにあたって参考にする情報であって、争訴の場を経ないで相手方当事者に伝わるなどして、争訴の公正な解決を妨げ、県の当事者としての地位を不当に害するおそれがあるため」については、恣意的な決定で不当だ。県は、弁護士の見解を踏まえ、当初開示方針だった優生手術該当者の年齢や生年月日の生年部分を非開示としたことが一連の資料から読み取れる。仮に、訴訟に関する言及が記載されていたとしても、県の政策決定に影響を及ぼしており、異例の裁決を行ったことに対する説明責任を果たすことと密接に関わっていることから、当然開示すべきだ。

2点目の「県は顧問弁護士から率直で忌憚のない意見等を聞くことができなくなり、県の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼす恐れがあるため」についても、弁護士は県との顧問契約に基づいて見解を出しているのであって、開示によって弁護士から率直な意見を聞けなくなるというのは論理に飛躍がある。県が非開示の法的根拠として情報条例第6条第6号柱書きを適用することは恣意的な決定で不当だ。

よって、県は説明責任を果たすため、資料を開示しなければならない。それが裁決によって大きく損なわれた情報公開に係る県政に対する信頼を取り戻す第一歩である。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、諮問書、弁明書および口頭説明で述べている内容は、次のように要約される。

1 実施機関の決定について

実施機関が行った決定は妥当である。

2 非公開理由について

(1) 審査請求人が主張する、条例第6条第6号イの該当性に係る処分庁の判断を「恣意的な決定で不当」とすることについて、審査請求人が裁決があったことを知った日から6月の間は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)に基づく処分の取り消し訴訟ができる出訴期間内であり、本件処分を行った令和2年2月27日時点においても、その出訴期間内であること、また、争訟が想定される場合において、争訟の当事者の一方となる県から裁判等の場を通さずに一方的に争訟の相手方に情報が公開されることは、県の当事者としての正当な利益を害するおそれがあることから、弁護士の意見に係る情報は滋賀県情報公開条例(平成12年滋賀県条例第113号。以下「条例」という。)第6条第6号イに該当すると判断したものであり、恣意的なものではない。

(2) 審査請求人が主張する、弁護士の見解が「県の政策決定に影響を及ぼしているのであるから、当然開示すべき」との主張について、政策決定に影響を及ぼすものは全て公開するということになる、条例に非公開情報が規定されていることの意味がなくなってしまうことから、あくまでも公開すべきか否かは条例の規定に従って判断されるものである。

本件処分の対象公文書のうち弁護士の意見の部分は、条例第6条第6号に該当する非公開情報であるから、審査請求人が主張するような「当然開示すべき」ものではない。

(3) 審査請求人が主張する、「弁護士は県との顧問契約に基づいて見解を出しているのであって、開示によって弁護士から率直な意見を聞けなくなるということは論理に飛躍」があり、「条例第6条第6号柱書きを適用することは恣意的な決定で不当」とする主張について、本件処分の理由は、顧問弁護士相談結果報告の回答要旨の内容を公にすると、当該事務事業の関係者等から、本来的に判断および説明の責任を負う県ではなく、顧問弁護士に対して直接、その意見に関する問合せ等の心理的負担となる行為がなされるおそれがあり、顧問弁護士が率直で忌憚のない意見等を述べることや相談に応じることそのものを躊躇し、県は顧問弁護士から率直で忌憚のない意見等を聞くことが期待できなくなるというものであり、自分の話した内容が無条件に公開され、当該事務事業の関係者等から、本来的に判断および説明の責任を負う県ではなく、自分に直接、その意見に関する問合せ等があるかもしれないとなると、率直で忌憚のない意見等を述べることを避け、当たり障りのない意見に止めることは想定されうるものであって、論理は飛躍していない。

したがって、審査請求人の「恣意的な決定で不当」との主張は当たらない。

(4) 以上のことから、審査請求人の主張は当たらず、本件処分は適法かつ妥当であり、これを取り消すべき理由はない。

第5 審議会の判断理由

1 基本的な考え方について

条例の基本理念は、前文、第1条および第3条等に規定されているように、県の保有する情報は県民の共有財産であり、したがって、公開が原則であって、県は県政の諸活動を県民に説明する責務を負うとの認識のもと、県民の公文書の公開を請求する権利を明らかにすることにより、県民の県政への理解、参画を一層促進し、県民と県との協働による県政の進展に寄与しようとするものである。

しかし、県の保有する情報の中には、公開することにより、個人や法人等の正当な権利、利益を侵害するものや、行政の適正な執行を妨げ、あるいは適正な意思形成に支障を生じさせ、ひいては県民全体の利益を損なうこととなるものもある。このため、条例では、県の保有する情報は公開を原則としつつ、例外的に公開しないこととする事項を第6条において個別具体的に定めている。

実施機関は、請求された情報が条例第6条の規定に該当する場合を除いて、その情報を公開しなければならないものであり、同条に該当するか否かについては、条例の基本理念から厳正に判断されるべきものである。

当審査会は、以上のことを踏まえた上で、以下のとおり判断する。

2 本件処分の妥当性について

実施機関は、条例第6条第6号を理由に対象公文書の一部を非公開としているが、審査請求人は、これを不服として公開を求めていることから、以下、非公開情報該当性について検討する。

(1) 条例第6条第6号について

条例第6条第6号は、県の機関等が行う事務または事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務または事業の性質上、当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものを非公開情報とするものである。

そして、ここでいう「支障」については、その程度は名目的なものでは足りず、実質的なものが要求され、「おそれ」については、その程度は抽象的な可能性では足りず、法的保護に値する蓋然性が要求されると解される。

(2) 非公開部分の条例第6条第6号該当性について

本件対象公文書の非公開部分のうち弁護士の意見の部分においては、答申において公開すべきとされた各項目について、顧問弁護士の見解として、特定の個人が識別されるおそれがある情報であるかどうか、法的な保護に値する個人情報であるかなどが記載されている。また、実施機関における今後の対処方針や留意事項等が具体的に記載されて

いることが認められる。

実施機関においては、公文書一部公開決定をした時点において、訴訟提起に至る可能性は十分に考えられたとしており、実際に訴訟が提起された状況に鑑みれば、かかる主張に不自然、不合理な点は認められない。

このような状況の下、上記のような顧問弁護士の意見を公にすれば、実施機関における検討内容の詳細が明らかとなり、実施機関による争訟における攻撃防御のポイントが容易に類推されることに繋がるなど、争訟の公正な解決を妨げ、県の当事者としての地位を不当に害するおそれがあるものと認められる。

したがって、弁護士の意見の部分については、条例第6条第6号イに該当するものと認められる。

3 結論

以上のことから、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

第6 審議会の経過

当審議会は、本件審査請求について、次のとおり調査審議を行った。

年 月 日	審 査 の 内 容
令和2年4月22日	・実施機関から諮問を受けた。
令和2年5月21日	・実施機関から審査請求人の反論書の提出を受けた。
令和2年7月29日 (第10回第二分科会)	・審議会事務局から事案の説明を受けた。 ・諮問(情)第11号および諮問(情)第12号について、併合することを決定した。 ・事案の審議を行った。
令和2年8月26日 (第11回第二分科会)	・実施機関から公文書一部公開決定について口頭説明を受けた。 ・事案の審議を行った。
令和2年9月14日 (第12回第二分科会)	・審査請求人から意見を聴取した。 ・事案の審議を行った。
令和2年10月26日 (第13回第二分科会)	・諮問(情)第11号および諮問(情)第12号について、分離することを決定した。 ・答申案の審議を行った。